

# 無償化についてのお知らせ

## ～副食費の保護者負担はありません～



### ■無償化の対象となる児童と費用

	対象児童	対象費用	限度額
3～5歳児クラス	教育標準時間認定の子ども (1号認定)	①保育料(注1) ②1号認定子どもの預かり保育の利用料 ※保育の必要性の認定が必要 例:就労や疾病、出産など  【町内対象施設】 海の子保育園、緑丘保育園、小鳩保育園、さくら幼稚園	①全額無償 ②月11,300円まで無償  ※「利用者の利用日数×450円」と実際にかかった費用の額の少ないほうを支給対象額とします。
	保育認定の子ども (2号認定)	①保育料(注1)  【町内対象施設】 はまなす保育園、海の子保育園、緑丘保育園、小鳩保育園、さくら幼稚園	①全額無償
0～2歳児クラス	保育認定の子ども (3号認定) のうち、 <u>住民税非課税世帯</u> の子ども	①保育料(注2)  【町内対象施設】 はまなす保育園、海の子保育園、緑丘保育園、小鳩保育園、さくら幼稚園	①全額無償

(注1) 1号認定子ども・2号認定子どもの主食費(お米分など)は別途かかりますが、副食費については、白老町在住で免除対象外の世帯は白老町で全額補助するため、副食費の保護者負担はありません。

(注2) 3号認定子どもの主食費・副食費は保育料に含みます(今までの取扱いと変わりません)。

### ■無償化対象外の経費・サービス

- ①保護者から実費として徴収しているもの(通園送迎費、教材費、行事費など)
- ②1号認定の子どもで、保育の必要性がない場合の預かり保育の利用料





# 副食費の取扱い



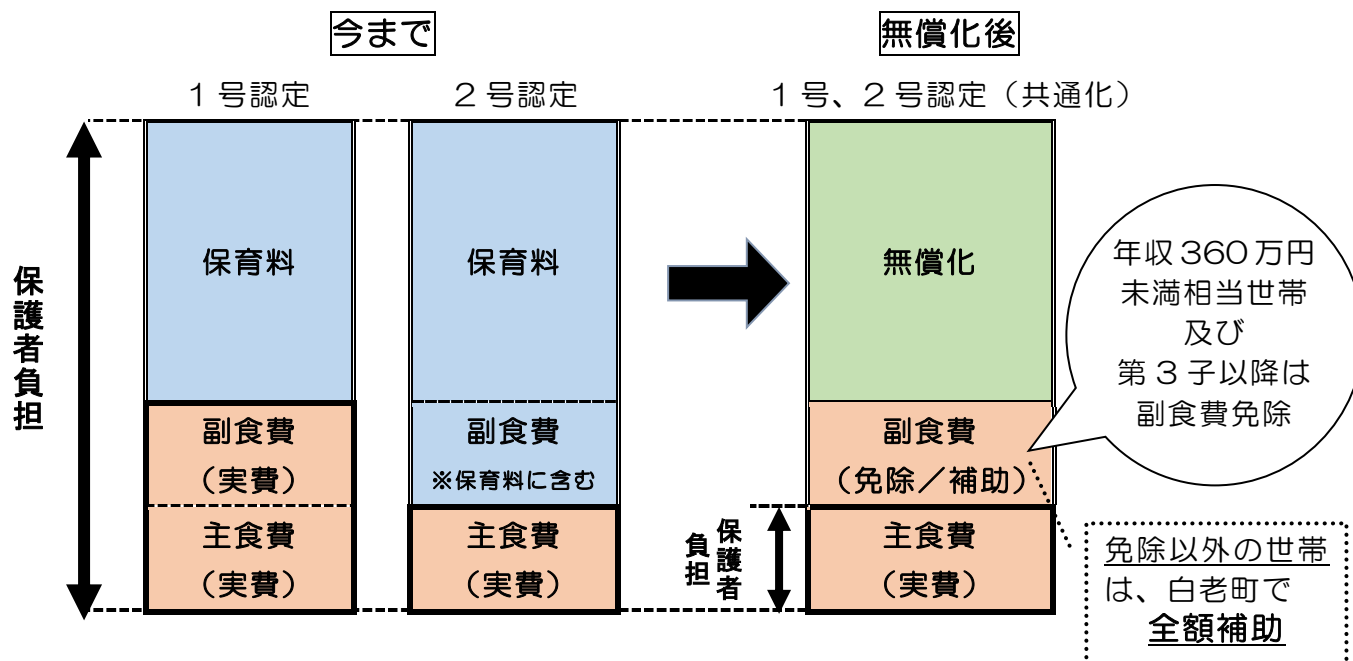
◆白老町在住の 1 号認定子ども・2 号認定子どもの副食費は、免除対象以外の世帯においても保護者負担はありません。

## ◎1 号認定子どもの副食費

所得階層	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降			
第 1 階層 (生活保護世帯)	免除対象					
第 2 階層 (年収 270 万円未満相当)				うちひとり親世帯等		
				その他		
第 3 階層 (年収 360 万円未満相当)				うちひとり親世帯等		
				その他		
第 4 階層 (年収 680 万円未満相当)	白老町で補助					
第 5 階層 (年収 680 万円相当以上)						

## ◎2 号認定子どもの副食費

所得階層	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降			
第 1 階層 (生活保護世帯)	免除対象					
第 2 階層 (年収 260 万円未満相当)				うちひとり親世帯等		
				その他		
第 3 階層 (年収 330 万円未満相当)				うちひとり親世帯等		
				その他		
第 4 階層 (年収 360 万円未満相当)	白老町で補助					
				うちひとり親世帯等		
				その他		
第 4 階層 (年収 470 万円未満相当)						
第 5 階層 (年収 640 万円未満相当)						
第 6 階層 (年収 930 万円未満相当)						
第 7 階層 (年収 1,130 万円未満相当)						
第 8 階層 (年収 1,130 万円相当以上)						



## 【お問い合わせ先】

白老町 子育て支援課子育て支援グループ  
 〒059-0904 白老町東町4丁目6番7号(いきいき4・6内)  
 ☎0144-85-2021 (課直通)

